

和歌山県監査公表第 26 号

令和 7 年 9 月 1 日付け監査報告第 7 号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 12 月 12 日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 吉 井 和 視
和歌山県監査委員 北 山 慎 一

1 和歌山県立こころの医療センター事業会計

監査実施年月日 令和 7 年 7 月 29 日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項</p> <p>令和 6 年 4 月から令和 7 年 2 月の診療報酬について、「精神科急性期医師配置加算 I」に係る算定要件の基準を満たさなくなつたにもかかわらず請求し続けていたことが判明したため、当該診療報酬を返還することとなった。</p> <p>今後このようなことのないよう、診療報酬請求に当たっては、加算等の算定要件を十分確認するとともに、組織としてのチェック体制を強化するなど、再発防止に努められたい。</p>	<p>まず、病院が届け出ているすべての施設基準について、届出の要件を満たしているか自主点検を行い、精神科急性期医師配置加算 I 以外に返還を要するものがないことを確認した。</p> <p>また、再発防止に向けて、①外部講師による施設基準に係る研修を実施し、幹部職員をはじめ事務局職員、医療専門職員に対して、施設基準の算定要件や留意点等の周知徹底を図ったほか、②院内に、院長をトップとする「診療報酬検討部会」を設置し、おおむね月 1 回、診療報酬算定の留意点及び課題についての確認及び検討を行っている。</p> <p>これらにより、診療報酬請求に際しての要件確認、組織としてのチェック体制の強化に努めている。</p>
<p>注意事項</p> <p>外来診療に係る医業収益において、令和 6 年 9 月から令和 7 年 4 月までの診療報酬の請求事務を怠っている事例があつたので、早急に本件請求の事務処理を進めるとともに、組織として請求事務の進行管理を徹底し、再発防止に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>本件請求の事務処理はすべて終了させた。</p> <p>再発防止策として、事務局において医療扶助に係る医療要否意見書に係る進捗状況を管理するリストを作成し、複数の職員で確認及び主治医への催促を行っている。</p>